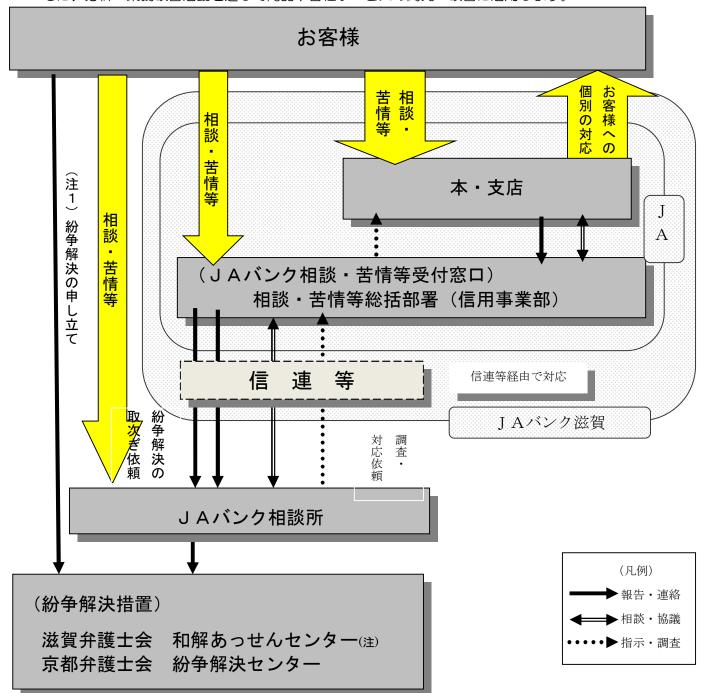
#### 苦情等受付·対応態勢 (平成31年4月1日 現在)

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



(注) 滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成しても らう必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合は不要です。)

# お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

## [当組合の内部規則(JAバンク苦情等対応要領)の概要]

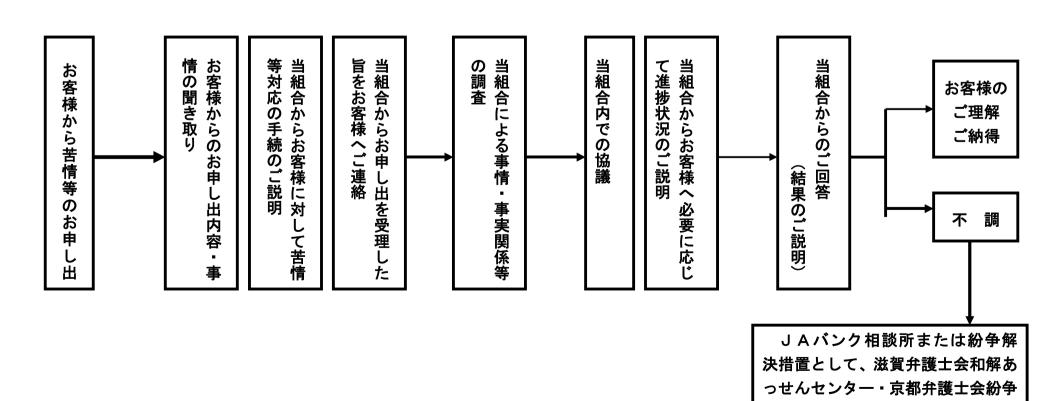
グリーン近江農業協同組合

解決センターをご紹介します。

(次ページ参照)

- 1 お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支店(所)で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。 ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関(金融ADR制度において 当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。)をご紹介するとともに、 その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

### [標準的な手続の流れ]



# 紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

#### 滋賀弁護士会 和解あっせんセンター

電話番号:077-522-3238

受付時間:午前9時~正午

午後1時~5時

月曜日~金曜日(土日祝日を除く)

### 京都弁護士会 紛争解決センター

電話番号:075-231-2378

受付時間:午前9時~正午

午後1時~5時

月曜日~金曜日(土日祝日を除く)

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口または JAバンク相談所にお申し出ください。

なお、滋賀弁護士会和解あっせんセンター・京都弁護士会紛争解決センターには直接お申 し立ていただくことも可能です。

ただし、滋賀弁護士会和解あっせんセンターへ直接お申し立てをされる場合には、事前に 弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。(弁護士 を代理人としてお申し立てされる場合は不要です。)

> JAバンク相談・苦情等受付窓口 信用事業部 電話番号:0748-25-1922 受付時間:午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

> > JAバンク相談所

電話番号: 03-6837-1359 受付時間: 午前9時~午後5時 (金融機関の休業日を除く)

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組 合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。